

2017年度同志社大学大学院司法研究科
後期日程入学試験問題解説
刑法

第1 解説

刑法総論および刑法各論に関する複数の論点を含む事例問題を出題した。強盗殺人罪の意義、因果関係、承継的共犯などが主な論点である。

1 Xの罪責

XがAを殺害してAから金品を奪う意思でAの腹部に包丁を突き刺し、Aの指輪等を奪った行為については、強盗殺人罪(刑法240条後段)の成否を検討することが求められる。その際には、Xの行為が刑法240条の「強盗」、「人を……死亡させた」に当たるかを順に検討することが基本となる。

まず、「強盗」に関しては、強盗罪(刑法236条1項)の各成立要件を満たすかを検討することになる。

次に、「人を……死亡させた」に関しては、Xに殺意があった点を指摘し、刑法240条の罪が殺意のある場合も含むのかについて言及する必要がある。また、Xの刺突行為とAの死亡との間に何者かの放火による病院の火災という異常な事情が介在していることから、因果関係の有無が問題となる。この点については、因果関係に関する自説を述べ、それを事実当てはめて結論を出すことが求められる。さらに、因果関係を否定した場合には、Xの行為は強盗の点では既遂、殺人の点では未遂となるため、強盗殺人罪の未遂(刑法243条)とは強盗の点の未遂をいうのか、殺人の点の未遂をいうのかについて検討する必要がある。

2 Yの罪責

Xに強盗殺人(未遂)罪が成立するとして、Yにはどの範囲で共犯が成立するのだろうか。

YはXの強盗殺人行為の途中から関与していることから、承継的共犯の検討が必要となる。承継的共犯を認めるかどうかに関しては、肯定説、中間説、否定説が対立しているが、自説を述べ、それを事実当てはめて結論を出すことが求められる。特に中間説に立った場合は、Yが強盗について責任を負うのかという点と、死亡(Xの行為とAの死亡との因果関係を否定した場合には傷害)について責任を負うのかという点を意識して論ずることが望ましい。

XとYの共同正犯(刑法60条)の成立が認められるのかどうかの検討も必要である。共同正犯の成立要件については様々な見解が主張されているが、自説を示した上で、本問では、①奪取の事実やそれに至る経緯についてXとYの間に意思の連絡があったと考えられること、②YがXの借金の返済に役立つなら都合が良いと思ったこと、③Yが周囲を確認するとともに懐中電灯でXの手元を照らして財物奪取を容易にしたこと、④YがXからAの財布を受け取ってX宅に持ち帰っていることなどの事実に着目して、結論を出すことが求められる。

第2 評価のポイント

試験問題の難易度は、法学部の期末試験程度である。したがって、高度な理論的問題や最新の判例・学説を知っている必要はない。むしろ、刑法に関する基本的な事項について正確に理解することが重要である。

事例問題に関しては、①構成要件該当性→違法性阻却→責任阻却という犯罪論の体系を踏まえ（ただし、違法性阻却事由や責任阻却事由の存在しないことが明らかな場合には、そのことに触れる必要はないであろう）、構成要件該当性（実行行為、因果関係、故意・過失、未遂、共犯など）、違法性阻却（正当行為、正当防衛など）、責任阻却（責任能力、違法性の意識など）について、それぞれ基本的な内容を理解していること、②刑法の各則に規定されている主な犯罪の成立要件やその内容を理解していること、③事案における行為者の罪責を確定する上で、見解によって結論が分かれるような点や解決方法が複雑な点については、自説を示し、それを事案に当てはめて結論を出すこと、などが求められる。